

# 埼玉県中小企業制度融資貸付残高報告書(産業労働部金融課所管分)の記入要領

県制度融資貸付残高報告書（令和7年度後期分）の作成にあたり、この記入要領及び別添の記入例を参考の上、御回答ください。

## 1 報告の対象となる資金

以下の2資金のうち、埼玉県信用保証協会の信用保証が付されていない融資に限ります。

(1) 産業創造資金（産業立地貸付） ※旧産業立地資金

(2) 事業資金（短期貸付）

※ 埼玉県信用保証協会の信用保証が付されている融資は、埼玉県信用保証協会に対して残高照会を行いますので、報告の対象から除きます。

## 2 回答の流れ

本 (母) 店	以下の①～③の資料を各支店に配布する。 ①埼玉県中小企業制度融資貸付残高報告書（産業労働部金融課所管分）の記入要領（本記入要領） ②埼玉県中小企業制度融資貸付残高報告書（様式39）※対象2資金分 ③埼玉県中小企業制度融資貸付残高報告書 記入例 ※以下のURLからダウンロードいただけます。 <a href="https://www.pref.saitama.lg.jp/a0805/seidoyushi/seido-files.html">https://www.pref.saitama.lg.jp/a0805/seidoyushi/seido-files.html</a>
---------------	---

↓

各支店	対象2資金それぞれについて貸付残高報告書に必要事項を記入し、 <u>添付資料（短期貸付の申込書写し）</u> とともに本（母）店に送付する。
-----	--

↓

本（母）店	各支店から送付された対象2資金の貸付残高報告書 <u>及び添付資料（短期貸付の申込書写し）</u> をとりまとめ、埼玉県産業労働部金融課宛てメール、FAX、簡易書留又は持参により回答する。対象2資金『全店該当なし』の場合も、その旨を記載してメール又はFAXにより回答する。 ・ <u>令和8年3月4日（水）必着</u> でお願いします。 ・個人情報が記載されるため、取扱いに御注意ください。
-------	---

## 3 貸付残高報告書の記入方法

令和7年10月末日及び令和8年2月末日の元金残高を残高報告書の各欄に記入し、信用保証が付されていないことを確認の上、信用保証欄に「無」と御記入ください。

## 【貸付残高報告書提出にあたっての注意事項】

貴行（金庫・組合）各支店から貴行（金庫・組合）本（母）店に送付された貸付残高報告書のうち、同一対象資金について該当がある支店と該当が無い支店が混在するときは、「該当なし」と回答された支店分については提出していただく必要はありません。

ただし、同一対象資金について貴行（金庫・組合）全体で貸付残高が無い場合は、貴店（本（母）店）から「全店該当なし」である旨報告書に記載し、メール又はFAXにて御回答ください。

その他、注意していただくことは、

- ・申込金額、貸付額、貸付残高は1円単位で御記入ください。
- ・貸付残高欄には、約定償還した場合の元金残高を御記入ください。  
(利息及び延滞額を含めません。ただし、繰上償還があった場合は、繰上償還後の貸付残高を御記入ください。)
- ・貸付残高がゼロの場合は、報告書に記載しないでください。
- ・条件変更を行っている場合、それが利子補給の対象範囲での変更であるときは、条件変更後の貸付残高を御記入ください。  
(埼玉県中小企業制度融資要綱で定める最長融資期間を超える条件変更をした貸付残高については利子補給の対象外となります。)
- ・貸付残高報告書右下の「台帳照合確認者」には、担当者のお名前を御記入ください。  
(貸付残高が無く、「該当なし」と回答する場合であっても照会を行う場合がありますので必ず御記入ください。)

## 4 貸付残高報告書の回答期限

**令和8年3月4日（水）必着**

メール、FAX、簡易書留又は持参 以下の宛先まで御回答ください。

【宛先】〒330-9301  
さいたま市浦和区高砂3-15-1  
埼玉県産業労働部金融課 企画・制度融資担当  
電話 048-830-3803（直通）  
FAX 048-830-4814  
E-Mail a3790-04@pref.saitama.lg.jp

※対象2資金『全店該当なし』の場合も、その旨を記載して御回答ください。